

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令等について (概要)

1. 背景

自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 169 回会合において、協定規則のうち、新たに「ブレーキアシストシステムに係る協定規則（第 139 号）」、「横滑り防止装置に係る協定規則（第 140 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」及び「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」が採択されたことを踏まえ、これらの協定規則を新たに採用することとしました。また、「制動装置に係る協定規則（第 13H 号）」等の改訂が、WP29 第 169 回会合等において採択されたところです。

また、現在開発が進められている自動走行技術については、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が平成28年5月に取りまとめた「官民ITS 構想・ロードマップ2016」において、限定地域での無人自動走行移動サービスの公道実証を2017年目途で実施するため、本年より「ハンドル、アクセル等車両要件等（道路運送車両法）などの制度等に関し、どのような特例措置等が必要かを含めてその詳細を検討するとともに、無人自動走行移動サービスの公道実証の安全確保のための措置に関する検討を進める。」こととされているところです。

このため、道路運送車両の保安基準、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）、道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号。以下「基準緩和告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

2. 改正概要

I. 保安基準等の改正

(1) 車枠及び車体に関する改正（細目告示第 22 条、第 100 条、第 178 条関係）

高齢者等の体型の小さい乗員について、シートベルトの胸部圧迫による傷害の発生を防止するため、「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 137 号）」が改訂されたことに伴い、以下のとおり基準を改正します。

【適用範囲】

- 乗車定員 10 人以下の乗用自動車及び車両総重量 2.8t 以下の貨物自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則(第 137 号)」の改正に伴い、助手席乗員（女性ダミー）の胸部圧縮の基準値を 42mm 以下から 34mm 以下に強化します。

【適用時期】

新型車

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの	3.5t 以下	平成 32 年 9 月 1 日
	3.5t 超	平成 39 年 9 月 1 日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの	—	平成 39 年 9 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車	2.8t 以下	平成 39 年 9 月 1 日

(2) 緊急制動表示灯に関する改正（保安基準第 41 条の 4、第 63 条の 3（新設）関係）

緊急制動表示灯について、「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」及び「二輪自動車等の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」が改訂されたことに伴い、以下のとおり基準を改正します。

【適用範囲】

- 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに原動機付自転車

【改正概要】

- 既に四輪自動車において備付けが認められている緊急制動表示灯について、協定規則第 53 号及び第 78 号に規定された要件に適合するものを二輪自動車等に備えることができることとします。

【適用時期】

平成 29 年 2 月 9 日

(3) 走行装置に関する改正（細目告示第 11 条関係）

国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）の創設に伴い、これまでタイヤ単体で規定されていた耐荷重性能等について、車両との組み合わせを考慮すべきことを明確化するために新設された「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」を採用し、以下のとおり基準を新設します（IWVTA 創設に伴う所要の協定規則の整備）。

【適用範囲】

- 乗車定員 9 人以下の乗用自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 型式指定時等において、自動車に装着するタイヤは「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」の技術的要件（自動車に装着するタイヤは、溝や幅等に関し全

て同一であること、自動車の許容最大質量以上の荷重に耐えるタイヤを備えること等)に適合しなければならないこととします。

【適用時期】

新 型 車：平成 30 年 4 月 1 日

継続生産車：平成 34 年 4 月 1 日

(4) 制動装置に関する改正 (細目告示第 15 条、第 93 条関係)

WP29 において、既に日本が採用している「制動装置に係る協定規則 (第 13-H 号)」において規定されているブレーキアシストシステム及び横滑り防止装置に係る技術的要件について、同協定規則よりそれぞれ分離されることに伴い、「ブレーキアシストシステムに係る協定規則 (第 139 号)」及び「横滑り防止装置に係る協定規則 (第 140 号)」を新規則として採用します (協定規則の形式的な改正に伴うものであり、従前の「制動装置に係る協定規則 (第 13-H 号)」に規定されていた要件から変更はありません)。

【適用範囲】

- 乗車定員 9 人以下の乗用自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)

【改正概要】

- 乗用自動車に備付けが義務付けられているブレーキアシストシステム、横滑り防止装置について、それぞれ「ブレーキアシストシステムに係る協定規則 (第 139 号)」、「横滑り防止装置に係る協定規則 (第 140 号)」の技術要件に適合するものを備え付けなければならないこととします。

【適用時期】

新 型 車：平成 30 年 9 月 1 日

(5) ヘッドクリアランス及び座席の着席に必要な空間に関する改正

(細目告示第 26 条、第 28 条、第 106 条、第 184 条関係)

- ヘッドクリアランス及び座席の着席に必要な空間について、以下のとおり基準を改正します (基準間の関係整理のための形式的な改正)。

【適用範囲】

- 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)

【改正概要】

- 現在の保安基準では、ヘッドクリアランスと座席幅について、具体的な寸法要件を規定しています。これに対し、型式指定時等において、協定規則の基準を満たしている座席及びヘッドレストを備えている座席のヘッドクリアランスは、基準に適合しているものとみなすこととします。
- また、協定規則の基準を満たしている座席、座席ベルト取付装置及び座席ベルトを備えている座席の着席に必要な空間は、基準に適合しているものとみなすこととします。

【適用時期】

平成 29 年 2 月 9 日

(6) その他

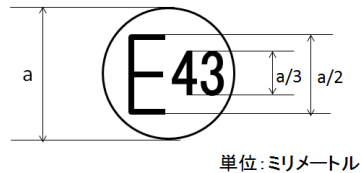
- 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第 121 号）等が適用される自動車において、異常を示す運転席の警報ランプ（テルテール）が点灯している場合については、その装置に係る機能が基準に適合しないことを明確化する改正を行い、公布日から適用します。
- 既に日本が採用している「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧警報装置に係る協定規則（第 64 号）」において規定されているタイヤ空気圧警報装置に係る技術的要件について、同協定規則より分離されることに伴い、「タイヤ空気圧警報装置に係る協定規則（第 141 号）」を新規則として採用します（協定規則の形式的な改正に伴うものであり、従前の「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧警報装置に係る協定規則（第 64 号）」に規定されていた要件から変更はありません）。
- その他、既に日本が採用している各協定規則について、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

II. 装置型式指定規則の改正

「ブレーキアシストシステムに係る協定規則（第 139 号）」、「横滑り防止装置に係る協定規則（第 140 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」及び「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」の採用等に伴い、以下の改正を行うこととし、これに伴う項目の整理等所要の改正を行います。また、型式指定時に提出した書面の記載事項を変更する場合、第 4 条の 2 に基づく既指定装置型式指定申請を行うこととしていますが、当該変更が軽微なものである場合には届出書を提出すればよいこととします。

【改正概要】

- 特定装置の種類について、「ブレーキアシストシステム」、「横滑り防止装置」及び「空気入りゴムタイヤの取付装置」を追加します。
- 「ブレーキアシストシステム」はブレーキアシストシステムに係る協定規則に、「横滑り防止装置」は横滑り防止装置に係る協定規則に、「空気入りゴムタイヤの取付装置」はタイヤ取付けに係る協定規則に基づき認定されたものについてそれぞれ型式指定を受けたものとみなすこととします。
- 「タイヤ空気圧監視装置」、「乗用車の制動装置」、「フルラップ前面衝突時の乗員保護装置」及び「年少者用保護乗車装置」について、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。
- 第 3 号様式に定める表示方式について、「ブレーキアシストシステム」、「横滑り防止装置」及び「空気入りゴムタイヤの取付装置」は $a \geq 8$ とします。



- 第4条第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる書面の記載事項に軽微な変更があった場合、変更後遅滞なく届出書を提出することとします。

Ⅲ. 共通構造部型式指定規則の改正

型式指定時に提出した第3条第2項第1号から第3号までの書面の記載事項に軽微な変更があった場合、第8条第1項第2号に基づき届出を行うこととしていますが、第3条第2項第5号の書面の記載事項に軽微な変更があった場合についても届出書を提出すればよいこととします。

Ⅳ. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

協定規則の追加等により、保安基準に適合しているかどうかの審査に必要な試験方法が追加・変更されることに伴い、申請者が納付すべき手数料の算出に必要な当該試験に係る費用の額について、実費を勘案し、1型式につき12.5万円から64.2万円の範囲で規定することとします。

Ⅴ. 基準緩和告示の改正

最高速度が20キロメートル毎時未満の自動車について、保安基準第55条に基づき、地方運輸局長が認めた場合には、横向き座席を備えることができることとします。

また、自動走行車に係る公道実証を安全かつ円滑に実施するための環境を整備するため、走行ルートの変更や緊急停止ボタンの設置等の安全確保措置を講じること等を前提に、保安基準第55条に基づき、地方運輸局長が認めた場合には、操縦装置及びかじ取り装置に係る基準を緩和できることとします。

3. スケジュール（予定）

公布：平成29年2月9日

施行：平成29年2月9日

※協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_jun16.html